

沖縄県個人情報保護審査会答申第52号 概要

①件名	沖縄県個人情報保護条例第8条第2項第6号の規定に基づく目的外提供について
②実施機関	提供元：沖縄県知事（子ども生活福祉部子育て支援課） 提供先：市町村保育主管課、沖縄県保育士・保育所総合センター
③提供の目的	県が保有する保育士登録情報を保育の実施主体である市町村に提供することによって、市町村から住所が当該市町村となっている保育士資格者に対して復職支援の取組み等の情報を直接届けることを可能にし、待機児童解消の実現に寄与する。
④諮問理由	沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第8条第2項第6号の規定に該当
⑤諮問年月日	平成29年1月25日
⑥答申年月日	平成29年2月16日
⑦答申内容	<p>○ 審査会の結論 沖縄県子ども生活福祉部子育て支援課が保有する保有個人情報の市町村保育主管課若しくは沖縄県保育士・保育所総合支援センターへの提供については、公益上の必要があり、かつ個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められるため、提供を認める。</p> <p>○ 審査会の判断理由（概要） 当該保有個人情報の提要は、県が保有する保育士登録情報を保育の実施主体である市町村に提供することによって、市町村から住所が当該市町村となっている保育士資格者に対して復職支援の取組み等の情報を直接届けることを可能し、待機児童解消の実現に寄与することを目的としている。 したがって、当該保有個人情報の提供は、公益上の必要がある。 また、審議の結果、個人情報について、必要な安全管理のための措置が講じられているため、認定する。</p>